

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：20a00849

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2020年12月9日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年12月9日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査 (QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2022年3月

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 西山健太郎 Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

5. 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件
- 当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
- す。
- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
 - 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除
- 利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
- (4) 共同企業体の結成の可否
- 共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。
- なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。
- 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、**代表者及び**構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
- 競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
- 2021年1月5日 12時
- 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。
- (2) 提出先・場所
- 上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス（Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp））
- 注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月15日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日26日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年2月3日（水） 11時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年2月16日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、交渉順位の確定にかかる「プロポーザル等評価結果の通知」メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂けれ

ば、日程を調整の上、面談で説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景・経緯

TICAD7「横浜宣言」における「3つの柱」の第1の柱である「イノベーションと民間セクターの関与を通じた経済構造転換の促進及びビジネス環境の改善

(4.1.1.)」においては、アフリカの包摂的かつ持続可能な成長を達成するため、自由、公正、無差別で透明性があり予見可能な安定した貿易及び投資環境を実現し、開かれた市場を維持するよう努力することがうたわれているところ¹、日本企業による対アフリカ投資拡大のためには各種の取り組みが推進されており、その一例として、エジプト、ガーナ、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア及び南アフリカでは、二国間ビジネス環境改善委員会が立ち上げられ、日・アフリカの官民が協働して進出日本企業が直面する課題の解決を目指すこととされている²。

一方、我が国は、1990年代後半よりアジア諸国を中心とした数多くの国々に対する法整備支援活動を積極的に実施し、民法等の基本法の整備や法執行機関の能力強化に関する協力を行ってきた。特に2000年代以降は、知的財産権法、競争法等のビジネス法に関する協力についても多くの国で協力を実施し、協力相手国における公正なビジネス環境の整備を目指している³。

これらの法整備支援に関する協力は、開発協力大綱（2015年閣議決定）における重点課題「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の中の「法の支配の促進と定着」及びJICAが定める事業戦略「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下でのクラスター「公正で包摂的な社会の実現」及びサブクラスター「法の支配の実現」（公正かつ透明なビジネス環境整備）に位置づけられるものであり、また、SDGsゴール16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する）及びSDGsゴール8（すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する）の達成に貢献するものである。

TICAD7「横浜行動計画2019」では、司法分野において60,000人の人材育成を目指すこととされているところ⁴、本調査は、上記の背景の下、我が国のアジアを中心とした国々に対する法整備支援の実績を踏まえつつ、これまでの協力の在り方に捉われない我が国によるアフリカでのビジネス法分野における法整備支援の可能性及びそのアプローチについて検証することにより、JICAがアフリカにおいて、法の支配の促進及び公正なビジネス環境の整備を行うことが可能な地域、法分野及びアプローチを特定するために必要な基礎情報を収集・分析するものである。

¹ TICAD7 横浜宣言 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/pdf/yokohama_declaration_ja.pdf

² 外務省アフリカ部「二国間ビジネス環境改善委員会」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/africa/1.mofa.pdf

³ 我が国の法整備支援については、(独)国際協力機構「世界を変える『日本式』法づくり」文芸春秋企画出版部 2018年 及び下記のJICA法整備支援ポータルサイト参照

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/index.html>

⁴ 横浜行動計画2019(司法人材育成については柱III「平和と安定の強化」、B.行動「b 法の支配(中略)のため、中央政府、地方政府、警察及び司法機関における制度構築及び能力強化を促進する」、D 取組/イニシアティブ「司法・行政・治安維持等の分野を担う人材育成」参照)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/pdf/yokohama_action_plan_ja.pdf

2. 調査の目的

本調査は、アフリカにおける公正なビジネス環境の整備のために、JICAによる法整備支援が有効な地域、法分野及びアプローチを特定するために必要な基礎情報を収集・分析することを目的とする。

3. 調査の範囲

「2. 調査の目的」を達成するために、「4. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「5. 調査の内容」に示す事項の調査業務を実施し、「6. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 調査実施上の留意事項

(1) 分析の対象とする法分野及び分析の視点

公正なビジネス環境の整備にとっての重要性、国際的に一定程度標準化された制度及び実務の存在並びに我が国による法整備支援の実績という観点から、知的財産権法、競争法、倒産法に関する協力を調査の対象とする（以上の3分野を「重点調査対象法分野」という。）。

重点調査対象法分野についての分析の視点は以下のとおりとする。いずれの法分野についても、法制度を詳細に掘り下げるのではなく、公正なビジネス環境の整備という観点から見た法制度の不備の有無、実際の法制度の運用状況に鑑みた実務改善の必要性及び他ドナーの支援状況など、問題点とこれに対する我が国による協力可能性を検証する観点での分析を行う。

- 1) 知的財産権法については、特に、裁判所等における知的財産権紛争の処理状況及び権利侵害に対処すべき行政機関の運用状況を確認し、権利侵害に対処する司法機関及び行政機関における処理件数、処理期間及び裁判所や関連する行政機関の判断に対する国内外の事業者の信頼について確認し、裁判官及び関連する行政機関並びに知的財産権紛争にかかわる弁護士等の専門家に対する能力強化の必要性やそのアプローチについて検討を行う。
- 2) 競争法については、競争法の施行状況に加えて、競争当局の規模及び近年の競争法の執行状況など、競争当局による実務の運用状況を確認し、競争当局の職員に対する能力強化や競争政策の策定に関する支援の必要性及びそのアプローチについて検討を行う。なお、ケニアについては、2017年度から2019年度まで「ケニア競争庁能力強化プロジェクト（国別研修）」が実施されている関係上、競争法に関する調査を要しない。
- 3) 倒産法については、倒産法の施行状況及びその概要に加えて、裁判所における倒産事件の処理状況並びに事業再生及び債務整理に関する裁判所外の慣行を含めた実務の運用状況を確認し、倒産法整備の必要性、事業再生や債務整理に関する実務家の能力強化の必要性及びそのアプローチについて検討を行う。また、金融機関による融資実務の概要及び金融機関が有する不良債権の状況についても確認を行い、倒産実務の改善が経済環境の改善に与えるインパクトについても検討を行う。

重点調査対象法分野以外の法分野についても、ESG投資が拡大し、アフリカ諸国の企業に対する投資を促進する観点から、労働者や消費者の権利保護、サプライヤーの人権問題への配慮、ジェンダー、企業のコンプライアンス体制の強化、汚職防止等にかかわる法分野などを調査対象とすることが考えられる。公正なビジネス環境整備及びESG投資促進の観点から重要な法分野であって、かつ、JICAによる協力可

能性が高い場合には、それらの法分野を重点調査対象法分野に代えて調査対象とすることをインセプション・レポートの作成時に発注者と受注者の間で協議のうえ決定する（以上の法分野を「ESG 投資促進分野」という）。ESG 投資促進分野については、現地調査に先立つ文献調査・ヒアリングの過程において、法制度の不備、法運用能力の強化が必要な分野が確認された場合には、インセプション・レポートの作成時に発注者と受注者の間で協議のうえ、さらに詳細な分析の視点を特定する。

また、アフリカにおいては、複数の地域経済共同体が存在し、これらがビジネス法の規制に密接に関与している場合が多い。そのため、いずれの法分野についても、調査対象国が属する地域経済共同体や関連する国際機関が果たす役割について確認を行い、JICA による将来の協力において、地域経済共同体や関連する国際機関との連携可能性について検討を行う⁵。

（２）分析の対象とする国

前述の二国間ビジネス環境改善委員会が立ち上げられているエジプト、ガーナ、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア及び南アフリカのうち、既に JICA の法整備支援の実績があり、将来の協力について一定の蓋然性のある国という観点から、ガーナ及びケニア並びに経済規模及び日本企業の拠点の多さ⁶という観点からナイジェリアを初期的な分析対象国とする（以上 3 か国を「初期調査対象国」という。）。

初期調査対象国以外の国及びさらに絞り込んだ現地調査対象国については、ビジネス法整備の状況や他ドナーによる協力状況などを踏まえて、JICA による協力の必要性及び蓋然性の観点から、インセプション・レポートの作成時に発注者と受注者の間で協議のうえ決定する。

（３）現地調査の方針

現地調査における情報収集の範囲・収集先は 5.（３）のとおりであるが、現地調査に先立つ文献調査・ヒアリングの結果等によっては、情報収集の範囲・収集先の限定や個別の事前折衝等が必要となることが想定される。かかる対応の必要性の有無・範囲について、受注者と発注者は、下記 5.（２）のインセプション・レポート作成の時点で相互に確認し、各国における現地調査の実施方針に反映させることとする。

（４）ジェンダー視点

いずれの法分野に関する分析においても、可能な限りジェンダー視点に立った分析を行うこととし、法執行機関や専門家の中での女性の地位や比率について課題がある場合にはこれを特定する。また、ESG 投資促進分野の分析にあたっては、女性の

⁵ 例えば、知的財産権法については、仏語圏諸国についてはアフリカ知的財産機関(OAPI)が出願を受け付けており、英語圏諸国についてはアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)が出願を受け付けており、我が国の特許庁は両機関に対する協力を実施している(特許庁による協力について、https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/africa/africa_choukankaigoukekka.html 参照)。競争法については、アフリカの各地域機構が設置する競争法に関する委員会等が各国の競争当局とは別に企業結合規制などを設けている場合が多くあり、UNCTAD等の国際機関が地域機構が設置する競争法に関する委員会等への協力を行っている(アフリカの各地域機構による競争法関連規制について、法律事務所(WERKSMANS)による情報提供 <https://www.werksmans.com/legal-updates-and-opinions/regional-competition-authorities-demand-action-irrespective-of-covid-19/> など参照。)

⁶ 日本企業の拠点数については、アフリカビジネスパートナーズ「アフリカビジネスにかかわる日本企業リスト(2019)」

https://abp.co.jp/PDF/ABP_List_Japanese_Companies_Doing_Business_in_Africa_Jpn_2019.pdf 参照。

権利の侵害や女性の保護、エンパワメントの必要性という視点での分析を行うこととする。

(5) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大に伴う深刻な社会的・経済的な影響を考慮した視点

いずれの法分野に関する分析においても、可能な限り新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大に伴う深刻な社会的・経済的な影響を考慮した視点に立った分析を行う。例えば、重点調査対象法分野のうち、競争法に関しては、経済環境悪化の影響を受けやすい中小企業保護の観点で分析を行うことや、倒産法の分析に関しては、経済環境の悪化により倒産制度及び実務の整備の必要性が高まっているかの確認を行うことが考えられる。また、ESG 投資促進分野のうち、労働法に関しては、解雇や休業補償が適法になされているか、適法になされているとしてもその前提となる法制度が社会的に問題のある影響を及ぼしていないかという観点での確認を行うことや、物価上昇や不可抗力によるサービス停止等に伴う消費者保護が問題となっているかについて確認を行うことが考えられる。

(6) 現地調査に先立つ文献調査・ヒアリングの実施

分析の対象となる法令の施行状況及び概要については、各国政府や各法分野に関する専門家組織のウェブサイト、法律事務所のニュースレター等が多くの情報を発信している。また、各国の知的財産権制度については特許庁⁷、各国の競争法については公正取引委員会が情報を公開しており⁸、JETRO による発信もなされている⁹。現地での運用実務については、法律事務所やアフリカに進出している企業が実情を把握していることが多い。また、各国ドナーの協力状況については、各国ドナーや調査対象国の政府機関のウェブサイトからの情報収集が可能である。調査を効率的に進めるため、現地調査に先立って文献調査並びに国内外の法律事務所、事業者及び他ドナーに対するヒアリングを重点的に進めることとする。

(7) 現地人材・オンライン技術の活用

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化し、法人業務従事者の現地渡航が制限される状況が続く可能性も想定されるところ、現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント、法律事務所等）やオンライン技術を最大限活用した実施体制を構築することとする。

5. 調査の内容

(1) 文献調査・ヒアリング

各国政府のウェブサイト、各法分野に関する専門家組織のウェブサイト¹⁰、法律事務所のニュースレター、前記4(6)に記載した特許庁等の日本の政府機関が提供する情報等の公表資料の調査分析や、法律事務所、調査対象国への進出企業及び他ドナーなどに対するヒアリングによる情報収集結果を踏まえ、調査方針について検討のうえ、発注者と協議する。

(2) インセプション・レポートの作成

⁷ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

⁸ <https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/index.html>

⁹ 例えば、知的財産権法についてはアフリカ知的財産ニュースレターが発信されている。

<https://www.jetro.go.jp/world/africa/ip/news.html>

¹⁰ 例えば、競争法については、International Competition Network (ICN)

<https://www.internationalcompetitionnetwork.org/>、倒産法については、INSOL International

<https://www.insol.org/> 等の国際的な専門家組織が情報を提供している。アフリカ諸国の倒産法については、Africa Round Table が設置されている。<https://www.insol.org/ART/>

(1) の作業を踏まえ、インセプション・レポートを取りまとめると同時に現地ですらに情報収集する資料・情報、データにつきリストアップする。インセプション・レポートの内容又は現地調査で収集する内容の例としては以下のようなものが挙げられるが、調査内容・方法については検討の上、発注者と協議する。

1) 初期調査対象国における各重点調査対象法分野の法令の施行状況及び実務運用の概要

2) 初期調査対象国における各重点調査対象法分野における、法令整備または実務運用能力改善の必要性

3) 初期調査対象国における各重点調査対象法分野における他ドナーの支援状況

4) 初期調査対象国における ESG 投資促進分野を中心とした法分野について、公正なビジネス環境整備の観点から特に法整備支援の協力が必要とされる可能性の高い法分野

5) 上記4) の法分野における他ドナーの支援状況

6) 重点調査対象分野及び ESG 投資促進分野における、地域経済共同体や関連する国際機関が果たす役割の概要

7) 初期調査対象国以外に、重点法分野及び ESG 投資促進分野における法整備支援の必要性及び有効性が見込まれる国

(3) 現地調査

1) インセプション・レポートに基づき発注者と協議のうえ、現地調査を行う対象国（原則として2か国を想定。以下「現地調査対象国」という。）を決定する。

2) インセプション・レポートに基づき発注者と協議のうえ、現地調査対象国において調査を行う法分野（各国につき、原則として2分野を想定。以下「現地調査対象法分野」という。）を決定する。

3) 現地調査対象国において、現地調査対象法分野について、(2) で取りまとめたインセプション・レポート及び現地調査で収集する資料・データのリストに基づき、情報収集を行う。主な情報収集先は以下を想定し、質問票及びヒアリング（オンライン・電話でのヒアリングも可）による情報収集を行う。

- 現地調査対象法分野が知的財産権法を含む場合には、知財庁及び知的財産権紛争を管轄する裁判所
- 現地調査対象法分野が競争法を含む場合には、競争当局
- 現地調査対象法分野が倒産法を含む場合には、倒産事件を管轄する裁判所その他管財人等の監督機関（該当する場合）
- 現地調査対象法分野に関する実務を行う現地法律事務所
- 現地調査対象法分野について協力実績のある国際機関、他ドナー

4) 現地調査対象国において、現地調査対象法分野のうち将来の協力可能性が高いと思われる法分野について（原則として各現地調査対象国において一つの調査対象法分野を選定することを想定。）、上記3) 記載のヒアリング先等を参加者とするワークショップを開催し、日本における実務との比較などを通じた追加情報収集を行う。オンラインやオンラインと対面の組み合わせによる開催も可能。

(4) ファイナル・レポートの作成

上記(1)乃至(3)の結果をファイナル・レポートに取りまとめる。

6. 報告書等

(1) 調査報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の記載項目は以下を想定しているが、最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

①業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載のとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文1部（簡易製本、ホチキス止め可）

②インセプション・レポート

記載事項：調査概要（調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画、現地で収集する必要がある資料・情報、データ、JICA事務所及び現地調査対象国政府に対する便宜供与依頼内容等）、調査結果（5（2）に記載の各事項）等

提出時期：2021年7月下旬

部数：和文1部（簡易製本、ホチキス止め可）、英文1部、CD-R 1枚

③ファイナル・レポート

記載事項：調査概要（調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画（実績））、調査結果（5（2）に記載の各事項及び5（3）記載の現地調査を踏まえた、初期調査対象国における、法の支配の促進及び公正なビジネス環境の整備のための協力を行うことが可能な地域、法分野及びアプローチ）等

提出時期：2022年2月下旬

部数：和文1部、英文1部（製本）、CD-R 1枚

（2）コンサルタント業務従事月報

JICAが指定する様式により、関連資料を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。

（3）収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

（4）その他の提出物

①議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。

(5) 成果品の仕様

ファイナル・レポートは製本とし、それ以外は全て簡易製本（ホチキス止め可）とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(別紙) ファイナル・レポート目次案

(別紙)

ファイナル・レポート目次案

第1章 調査概要

1-1 調査の背景・経緯・目的

1-2 調査方法（基本方針、調査工程、要員計画（実績））

第2章 調査結果

2-1 初期調査対象国における各重点調査対象分野に関する、制度及び実務の概要、法整備支援の必要性（法制度の不備又は実務運用改善の必要性）、他ドナーの協力状況並びに想定される協力アプローチ（2-3において論じる分野を除く）

2-2 初期調査対象国における ESG 投資促進分野に関する、制度及び実務の概要、法整備支援の必要性（法制度の不備又は実務運用改善の必要性）、他ドナーの協力状況並びに想定される協力アプローチ（2-3において論じる分野を除く）

2-3 現地調査対象国における現地調査対象法分野に関する、制度及び実務の概要、法整備支援の必要性（法制度の不備又は実務運用改善の必要性）、他ドナーの協力状況並びに想定される協力アプローチ

注）本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：途上国における知財法、競争法、倒産法、労働法などビジネス関連法に関する各種業務／ガバナンス分野または投資促進に関する開発援助についての調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／ビジネス関連法制度分析

➤ ビジネス関連法協力ニーズ・ドナー分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／ビジネス関連法制度分析）】

- a) 類似業務経験の分野：途上国における知財法、競争法、倒産法、労働法などビジネス関連法に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ガーナ、ケニア、ナイジェリア国及びその他全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 ビジネス関連法協力ニーズ・ドナー分析】

- a) 類似業務経験の分野：ガバナンス分野または投資促進に関する開発援助についての調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：ガーナ、ケニア、ナイジェリア国及びその他全世界
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年3月に国内業務を開始し、2022年2月までにファイナル・レポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11 人月 (M/M) (国内8人月、現地3人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／ビジネス関連法制度分析（2号）
- ② ビジネス関連法協力ニーズ・ドナー分析（2号）
- ③ 重点法分野分析
- ④ ESG投資促進関連法分析

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 初期調査対象国における情報収集の一部
- 現地ワークショップの企画・運営

(4) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

発注者の関与が不可欠なものを除き、受注者がアポイントの取付等を含む全てのアレンジを担う。

(5) 安全管理

受注者は発注者が示す現地調査対象国における最新の行動規範に従う。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、**別見積もりとして定額を計上**して下さい。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) 現地再委託費（再委託費）

現地ワークショップ開催：（1か国につき）1,000千円

現地法律事務所相談料：5,000千円

2) 国内調査費（再委託費）

国内法律事務所相談料：6,000千円

(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上して下さい。消費税率は10%です。

(5) 旅費（航空賃）について、現時点では現地調査対象国は決定できないことから、現地調査対象国はガーナ、ナイジェリアとして、旅費（航空賃）を「**別見積もり**」として見積もること。参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。現時点では、商用便の運航が少ないため、以下の単価にて旅費を見積もること。

用務地	経路（いずれも東京発）	計上の単価	
		ビジネス	エコノミー
ガーナ	アクラ	1050千円	350千円
ナイジェリア	アブジャ	1450千円	500千円

また、全渡航回数は8回（2調査対象国合計）を想定していますが、効率性にも鑑み全渡航回数（各業務従事者の渡航回数）は競争参加者が提案して下さい。

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上して下さい。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上して下さい。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

特になし。

(2) 公開資料

特になし。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	7.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	3.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15.00	
(3) 要員計画等の妥当性	10.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
	(30.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／ビジネス関連法 制度分析</u>	(30.0)	(15.0)
ア) 類似業務の経験	18.0	10.0
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.0	3.0
ウ) 語学力	2.0	0.5
エ) 業務主任者等としての経験	2.0	0.5
オ) その他学位、資格等	3.0	1.0
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(10.0)
ア) 類似業務の経験	—	5.0
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.0
ウ) 語学力	—	1.0
エ) 業務主任者等としての経験	—	—
オ) その他学位、資格等	—	2.0
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(5.0)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	5.0
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>○○○○○○</u>	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	12.5	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.0	
ウ) 語学力	2.0	
エ) その他学位、資格等	3.5	

別添

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : ガバナンス・平和構築部 法・司法チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（共通仕様書の変更）

第3条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS 対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

（前金払の上限額）

第4条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

(2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

(部分払)

第5条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払 : 第〇次中間報告書の作成

(中間成果品 : 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払 : ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品 : ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。